

業務請負契約書（案）

- 1 業務名 砥沢治山工事実施設計業務
箇所 秋田県秋田市仁別字砥沢国有林29林班外地内
- 2 履行期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで (契約締結の翌日から令和7年10月24日まで)
- 3 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 契約保証金額 円
- 5 前金払 請負代金額の10分の3以内
- 6 調停人
- 7 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用区分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条 第1項 第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条 第1項 第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条 第1項 第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条 第1項 第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条 第1項 第5号
	前金払	第35条 ~ 第37条
	部分引渡し	第38条
	調停人の選任	第57条

8 技術提案事項の履行確保 別紙1のとおり

9 特約事項 別紙2のとおり

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年4月4日に交付した国有林野事業業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 秋田県秋田市河辺和田字和田156-3

(氏名) 分任支出負担行為担当官
秋田森林管理署長

印

受注者 (住所)

(氏名)

印

技術提案事項の履行確保

受注者は、令和 年 月 日付けで提出のあった技術提案書で提示した性能等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

評価	項 目	内 容
	業務の実施方針等	業務理解度
	業務の実施方針等	実施手順の妥当性
	技術提案	工事目的物の性能・機能と調査精度
	技術提案	総合的なコスト
	技術提案	社会的要請

別紙 2

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASF は、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業業務請負契約約款第 20 条により対応する。